居宅介護・重度訪問介護サービス
（障害福祉サービス）
重要事項説明書

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿様

最終改定日　令和７年８月 20 日

株式会社　ケアあおもり
ヘルパーステーション　きらら　はまだて
〒０３０－０９６２
青森市佃１丁目２４－１４
スカイブライト２０１号
電　話　０１７－７４３－１７３７
ＦＡＸ　０１７－７４３－１７３７

居宅介護・重度訪問介護サービス重要事項説明書

１．事業者の概要

事業者（法人）名	株式会社　ケアあおもり			
代表者氏名	安田　真弥			
所　在　地	〒０３０－０９６５ 青森市松森３丁目１７番１１号			
電話・ＦＡＸ番号	電話	０１７－７１８－２７２２	ＦＡＸ	０１７－７１８－７５６６

２．事業所の概要

事業所の名称	ヘルパーステーション　きらら　はまだて			
所在地	〒０３０－０９６２ 青森市佃１丁目２４－１４ スカイブライト２０１号			
電話・ＦＡＸ番号	電話	０１７－７４３－１７３７	ＦＡＸ	０１７－７４３－１７３７
事業者番号	０２１０１０２１０９		指定取得日	平成 28 年４月１日
サービス提供地域	青森市			
利用の対象者	身体障害者（18 歳未満の者を除く）・精神障害者（18 歳未満の者を除く）・知的障害者（18 歳未満の者を除く）			
サービス提供曜日	日・月・火・水・木・金・土・祝日			
サービス提供時間	6 時から 20 時			
運営の方針	① 事業所は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及び置かれている環境に応じて、入浴、排せつ、及び食事等の介護、調理、洗濯、及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言並びにその他の生活全般にわたる援助を適切に行うものとします。 ② 居宅介護サービスの実施に当たっては、相談支援専門員等が「作成したサービス計画書に沿って利用者の居宅介護サービスの提供ができるよう努めるものとします。 ③ 居宅介護サービスの実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者等の所在する市町村、他の指定居宅介護サービス事業者その他福祉サービス又は保険医療サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとします。 ④ 前 3 項の他、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する為の法律」及び「青森市指定障害福祉サービスの人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成２４年度青森市条例第 75 号）」の他関係法令等を遵守し、事業を実施するものとします。			

	⑤ 事業者は、提供する指定居宅介護事業所及び指定重度訪問介護事業の質の評価を自ら行い常に業務の質の改善を図るものとします。
管理者名	川越恭子

３．事業所の職員の体制

職種	常勤（人）	非常勤(人)	合計（人）	資格等
管理者（訪問介護員兼務）	1		1	介護福祉士
サービス提供責任者	1		1	介護福祉士
訪問介護員		7	7	介護福祉士
		1	1	介護職員実務者研修
		1	1	介護初任者研修
合　　計	2	9	１１	

４．居宅介護及び重度訪問介護サービス提供の流れ

居宅介護及び重度訪問介護サービスの提供は居宅介護及び重度訪問介護計画に基づいて提供します。

居宅介護及び重度訪問介護計画の承諾を終えて提供が始まります。

居宅介護及び重度訪問介護サービス提供の統一した流れは次の通りです。

居宅介護及び重度訪問介護サービス受付	利用者又は代理人等の来所又は電話による居宅介護サービス及び重度訪問介護サービスの利用の受付、来所又は電話等による聞き取りから居宅介護及び重度訪問介護サービス利用の相談を受け付けます。
利用手続きの聴取	障害支援区分・担当サービス提供責任者の決定
契約・承諾	担当サービス提供責任者による訪問日時の調整。サービス制度についての説明。訪問による契約書・承諾書等の契約・承諾 契約の有効期間は認定有効期間満了日までです。ただし、利用者から申し出がない場合は、自動的に更新されます。
訪問時の挨拶	利用者在宅の確認、利用者の状態確認、介護意志の確認、介護内容の確認、医療サービスの把握、福祉サービスの把握、前回実施した介護の記録内容の把握
アセスメント	本人・家族の状態把握、心身機能の評価、介護不安定の主訴、特別事項の確認、利用時の希望する曜日・時間
居宅介護及び重度訪問介護計画書作成と承諾	居宅介護及び重度訪問介護計画書の作成の承諾、居宅介護及び重度訪問介護サービス手順書の作成と承諾
連携調整	利用者が利用する他のサービス事業者との連携調整

	必要に応じ医療機関・福祉機関との連携調整 主たる介護者との連携調整
派遣者調整	担当となる訪問介護員の調整 担当となった訪問介護員への介護内容の説明と確認
オリエンテーション	利用者宅にサービス提供責任者並びに訪問介護員が訪問し介護手順を説明しながら介護の提供を開始
介護開始	※利用者が介護中に急変した場合は救急車を呼ぶ等救急対応を行うほか事業所や緊急連絡先へ連絡します
モニタリング	担当サービス提供責任者が 3 ヶ月に一度訪問し提供している介護を調査。本人の心身の状態、家族の状況、介護程度。訪問介護員の質・提供の調査　モニタリングにより変更が必要と判断した場合は、居宅介護計画書を修正し利用者並びに家族の承諾
変更調整	居宅介護及び重度訪問介護計画の変更に伴い訪問介護員調整
居宅介護及び重度訪問介護の終了	利用者又は家族の希望により居宅介護及び重度訪問介護サービスの契約を解約することにより終了
記録保管	終了後 5 年間の利用者の調査書類・経過記録 5 年以後は裁断処理

５．サービスの内容

①身体介護

食事介護	食事を行うための準備、食事状態の観察、食事の観察、摂取行為の援助、食後の下膳、食後の観察、摂取状態や摂取量の記録
入浴介護	入浴前の浴室確認、体調把握と入浴の確認、浴室・脱衣室から居室までの移動の援助、着脱衣行為の援助、洗体援助、浴槽移動の援助、浴槽内の姿勢保持、体の拭取り援助、入浴後の状況観察、入浴援助の記録
清拭・洗髪・足浴	入浴できない時等、体を拭いたり、髪を洗ったり、足を洗ったり清潔で快適に過ごせるよう行います
排せつ時介護	失禁の有無の確認、排せつ希望の確認、トイレ又はポータブルトイレの移動・移乗の援助、排せつ行為の援助、後始末の援助、トイレ又はポータブルトイレの洗浄、排せつ確認の記録、失禁の場合の清拭・洗浄、失禁した衣類の交換と後始末
更衣介護	脱衣する行為の環境の整理、脱衣更衣の順序の説明、脱衣の確認、脱衣した衣類の整理、脱衣前から脱衣終了までの利用者の状態観察着衣となる衣類の準備と確認、着衣行為の環境の整理、着衣行為の順序の説明、着衣の確認、着衣前から着衣終了までの利用者の状態観察

移動介護	移動する行為の環境の整理、移動前の準備、移動方法の説明、移動前から移動後までの利用者の状態観察、移動後の安全体制の援助
起居就寝介護	臥位状態の確認、起居動作の説明、起居の説明、起居状態の観察座位又は立位状態の確認、就寝への動作の説明、就寝動作、就寝動作の観察
自立支援	（共に行う：介助は利用者の行う行為をアドバイスや摂食による誘導などの方法により調理を達成する援助、または部分的援助であり常時観察を必要とする。この援助によって自立性を喚起することも含まれる）共に行う調理、共に行う掃除、共に行う洗濯、共に行う物干し、共に行う衣類などの整理整頓
ベットサイド	おむつ交換、体位交換、ベットメイク、身体清拭、整容援助
通院介助	通院の際の介助、歩行が困難な方及び杖歩行の方の介助、その他家族の介助が困難な場合への介助
その他の介護	水分補給、服薬援助、口腔洗浄

②家事援助

調理支援	献立の確認、調理実施の確認、利用者の食事に対する意欲の把握、一連の調理の流れの把握と説明、調理の準備、調理の実施、出来上がった食事の保管、調理に使用した器具の洗浄と整理、使用した食材料の残りの保管整理、ゴミの整理、調理場の清掃
洗濯支援	洗濯の確認、利用者の洗濯に対する意欲の把握、利用者の洗濯物の選別、洗濯、洗濯物の脱水と干し、乾いた洗濯物の取り込み、洗濯物の整理、アイロンの必要な洗濯物のアイロンかけ、洗濯場所、物干し場所・整理場所の後片付けの確認
買物支援	買物の確認、利用者の買物に対する意欲の確認、買物内容の把握と確認、金銭授受に対する手続きとその確認、代用品の確認、特定品の確認、買物、購入物品の確認、金銭収支の計算と記録、買物状態の観察、レシート領収書の特定場所への保管
掃除支援	掃除の確認、利用者の掃除に対する意欲の確認、掃除内容の把握と確認、掃除道具の確認、掃除、掃除の片づけ、ゴミの処理、掃除場所の確認

③その他のサービス

介護等の相談及び介護に係る援助方法や助言などをアドバイス等

※医療行為は、行いません。

※預貯金の引き出しや預け入れは行いません。（預貯金通帳・カードはお預かりません。）

※利用者以外の方の調理や洗濯、利用者以外の方の居室や庭等の敷地の掃除は行いません。

６．利用料金

①サービスの料金と利用者負担額について

介護給費によるサービスを提供した際は、サービス利用料金(厚生労働大臣の定める基準により算出した額)のうち 9 割が介護給付費の給付対象となります。事業者が介護給付費等の給付を市町村から直接受けとる（代理受領する）場合、利用者負担分として、サービス利用料金全体の 1 割の額を事業者にお支払いただきます。(定率負担または利用者負担額といいます)

なお、定率負担または利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。障害福祉サービス受給者証をご確認下さい。

（1）居宅介護サービス利用料金

●身体介護

●通院等介助「身体介護を伴う場合」

サービス時間	利用料金	利用者負担額
３０分未満	２５６０円	２５６円
３０分以上１時間未満	４０４０円	４０４円
1 時間以上 1 時間 30 分未満	５８７０円	５８７円
1 時間 30 分以上 2 時間未満	６６９０円	６６９円
2 時間以上 2 時間 30 分未満	７５４０円	７５４円
2 時間 30 分以上 3 時間未満	８３７０円	８３７円
3 時間以上	９２１０円	９２１円
以降 30 分ごとに加算	８３０円	８３円

●家事援助

サービス時間	利用料金	利用者負担額
３０分未満	１０６０円	１０６円
３０分以上４５分未満	１５３０円	１５３円
４５分以上１時間未満	１９７０円	１９７円
１時間以上１時間１５分未満	２３９０円	２３９円
１時間１５分以上１時間３０分未満	２７５０円	２７５円
１時間３０分以上	３３１０円	３３１円
以降１５分ごとに	３５０円	３５円

●通院等介助「身体介護を伴わない場合」

サービス時間	利用料金	利用者負担額
３０分未満	１０６０円	１０６円
３０分以上１時間未満	１９７０円	１９７円

1時間以上1時間30分未満	２７５０円	２７５円
1時間30分以上	３４５０円	３４５円
以降30分ごとに	６９０円	６９円

●通院等乗降介助		
内容	利用料金	利用者負担額
1回（片道）につき	１０２０円	１０２円

（２）重度訪問介護サービス利用料金

サービス時間	利用料金	利用者負担額
1時間未満	１８６０円	１８６円
1時間以上1時間30分未満	２７７０円	２７７円
1時間30分以上2時間未満	３６９０円	３６９円
2時間以上2時間30分未満	４６１０円	４６１円
2時間30分以上3時間未満	５５３０円	５５３円
3時間以上3時間30分未満	６４４０円	６４４円
3時間30分以上4時間未満	７３６０円	７３６円

（３）下記の要件に該当する場合はサービス利用料金に加算されるものとします。

①特別地域加算：1月につき所定単位×１５％

※初回加算に対して加算されません。

②初回加算：２００単位

※新たに居宅介護計画を作成した利用者に対して、初回若しくは初回のサービスを提供した月にサービス提供責任者がサービスを提供した場合又は、その他の従業者が初回若しくは初回のサービスを提供した月にサービス提供責任者が同行した場合に、1回につき所定単位数を加算します。

③緊急時対応加算：１００単位（月2回を限度）

※身体介護及び通院等介助（身体介護を伴う場合）について、利用者又はその家族等からの要請に基づき、サービス提供責任者が居宅介護計画の変更を行い、事業所の従業者が、訪問することになっていなかった利用者に対して緊急にサービスを提供した場合、月2回を限度として、1回につき所定単位数を算定します。

④福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅱ

居宅介護　1月につき+所定単位×４０．２％

重度訪問介護　1月につき+所定単位数×３２．８％

※介護職員等の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取り組みを行う事業に認められる加算

※所定単位は基本報酬及び各加算（福祉・介護職員等処遇改善加算を除く）を算定した単位数の合計

◆通常の時間帯（午前 8 時から午後 6 時）以外の時間帯にサービスを提供する場合には、次の割合でサービス利用料金に加算されるものとします。

・早朝（午前 6 時～午前 8 時）２５％

・夜間（午後 6 時～午後 10 時）２５％

・深夜（午後 10 時～翌午前 6 時）５０％

◆身体的理由等により、1 人の訪問介護従事者によるサービスが困難と認められる場合には、お客様又はご家族の同意を得た上で 2 人の訪問介護従事者でサービスを提供します。この場合、2 人分の料金がかかります。

②一般乗用旅客自動車運送事業（福祉運送限定）サービス

⑴ 自家用自動車有償運送サービス

⑵ 介護輸送サービスの運賃

定額運賃制とします。

① １回　５００円

② 通院等の為の乗降介助のみの場合　１回　３００円

身体介護を伴う乗降介助の場合　　１回　３００円

（適用方法）

① 定額運賃は、発地、着地のいずれもが青森市内（旧浪岡地区を除く）の場合の運賃とします。

② 定額運賃は、該当する輸送サービスを行った場合の運賃とします。

⑶ 輸送する旅客の範囲は、以下の(ア)～(オ)に掲げる者、及びその付添人に限る。

（ア） 身体障害者法（昭和２４年度法律第２８３号）第４条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者。

（イ） 介護保険法（平成９年法律第１２３号）第４条に規定する要介護認定を受けている者。

（ウ） 介護保険法第１９条第２項に規定する要支援認定を受けている者。

（エ） 上記（ア）～（ウ）に該当する者のほか、肢体不自由、内部障害、知的障害及び精神障害その他の障害を有する等単独での移動が困難な者であって、単独でタクシーその他の公共交通機関を利用することが困難な者。

（オ） 消防機関又は消防機関と連携するコールセンターを介して患者等搬送事業

者による搬送サービスの提供を受ける患者

７．利用期間日の中止

期間中に中止の場合は、実施日の前日午後 5 時までにご連絡ください。
その際は実費相当のキャンセル料金は頂きません。

８．支払方法等

①利用者負担額分を事業者は､利用者に対して１ヶ月毎に計算し利用者に対して翌月 10 日までに請求書を送付致します。

②利用者は、支払うべき利用者負担額を翌月 25 日までに（持参・口座引落）事業者に支払います。

③事業者は､利用者から料金の支払を受けたときは､利用者に対し領収書を発行します。

④利用者が事業者に支払うべき利用料の自己負担分を１ヶ月以上滞納した場合には、事業者は利用者に対し、7 日間の期間を定めて、期間内に滞納額の全額の支払いがないときは、この契約を解除する旨の催告することができます。

９．事業者は､利用者が居宅介護･重度訪問介護サービス計画書にないサービスを要求して、事業者の従業員の再三の説明にもかかわらず改善の見込みがない場合か､7 日間の予告期間をもって文書で通知を行い利用の解約をさせて頂きます。

１０．居宅介護及び重度訪問介護サービスの終了

（1）利用者又は代理人が当事業者に対し 7 日以上の予告期間をおいて文書で通知を行った場合は、この契約を解除することができます。

①利用者の急変などで入院などやむを得ない事情がある場合。

②利用者が障害者支援施設等に入所した場合

③当事業者が正当な理由なく利用者に対してサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合

（2）契約の自動終了

次の場合は、連絡なくても契約は自動的に終了します。

１．利用者が亡くなった場合。

２．事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合。

３．事業者が指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合。

１１.情報提供の制限（秘密保持）

①　事業者及び事業者の従業者は、正当な理由がない限り、利用者に対するサービスの提供にあたってその知り得た利用者又は利用者のご家族の秘密を洩らしません。

② 事業者は、事業者の従業者である間及び従業員が従業員でなくなった後において、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者又は利用者のご家族の秘密を漏らすことがないよう、秘密を保持する旨を従業員との雇用契約の内容とするものとします。

③ 事業者は、利用者又は利用者のご家族の個人情報を用いる場合は、利用者又は利用者のご家族の同意を得ない限り、利用者又は利用者の家族の個人情報を用いません。（別紙１）

１２．介護上の不慮に事故に対する代償（損害賠償）

介護従事者によって利用者自身に怪我を負わせたり、家財等を損傷させた場合は当該法人の契約した損害賠償保険によって治療費の負担、又は家財破損の弁償を致します。

１３．事故発生時の対応

サービス提供中に事故が発生した場合は、利用者がお住まいの市町村、ご家族に連絡致します。

１４．緊急時の対応方法

サービスの提供中に利用者の容態に急変があった場合は、主治医に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族が不在の場合等、必要に応じて下記の緊急連絡先へ速やかにご連絡します。

主治医	医療機関名		担 当 医	
	住　　所		電話番号	
ご家族	氏　　名		続　　柄	
	住　　所		電話番号	

１５．利用に関する苦情・相談に講ずる対応システム（別紙２）

【当事業所ご利用相談・苦情窓口】

氏名	川越恭子		
電話番号	０１７－７４３－１７３７	受付時間	午前 9 時 00 分～午後 6 時 00 分
当事業所以外に、下記の相談・苦情窓口等でも受付けています。			
青森市障がい者支援課	電話番号０１７－７３４－５３２７		
青森県運営適正化委員会	電話番号０１７－７３１－３０３９		

１６．虐待防止に関する事項

（１）事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとします。

①虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。

② 虐待防止のための指針の整備

③虐待を防止するための従業者に対する定期的な研修の実施

④前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

虐待防止に関する担当者　川越恭子

（２）事業所は、サービス提供中に当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等障害者を現に養護するもの）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

１７．感染症に関する事項

（１）事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の措置を講じるものとします。

①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。)を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。

② 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。

③ 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

１８．業務継続計画の策定等

（１）事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護及び指定重度訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下、「業務継続計画という。」）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

（２）事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

（３）事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

１９．記録の保管について

（１）用紙で保管する場合

鍵のかかる保管場所に保管します。外部に持ち出す場合は、持ち出し記録簿に記入し、管理します。

サービスの提供に関する記録を整備し、完結日から5年間保管をします。
保管期間が終了した書類についてはシュレッダーにかけた上で破棄します。

（2）電子媒体で保管する場合

ご契約のデータを保存するパソコンは、ログイン時にパスワードを求める等のセキュリティーを設定し、ご契約のデータに対してアクセス権限のない第三者が不正にパソコン操作を行えないようにします。
外部へのデータの持ち出しは禁止し、保管期間が終了したデータはパソコンより消去します。

２０．身体拘束

事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行いません。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとします。

別紙１

個人情報利用同意書

私と家族の個人情報については、次に記載するところにより、必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

記

１　利用目的

(1) 障害福祉サービスの提供のため
(2) サービス提供にあたって利用者またはその代理人に対して確認連絡などを行うため
(3) 当該利用者の福祉サービスの向上のため
(4) 事業者の請求事務、事故等の報告のため
(5) 福祉サービスや業務の維持・改善のための基礎資料作成のため

２　個人情報の提供

事業所は、障害福祉サービスを円滑に提供するため下記の事業者、機関等へ個人情報を提供することがあります。

(1) 当該利用者のサービス担当者会議での連絡調整
(2) 相談支援事業所、居宅介護支援事業所等の関係機関との連絡調整
(3) 法令に基づく場合

３　個人情報を使用する期間

指定居宅介護、重度訪問介護サービスの利用契約書の第２条に定める契約期間及び法令の定めるところによる当該契約の解約又は解除後の書類保存期間に相当する期間使用します。

以上

別紙２

利用者から苦情を処理するために講ずる措置の概要

事業所名又は施設名	ヘルパーステーション　きらら　はまだて
サービスの種類	指定居宅介護・指定重度訪問介護

措　　置　　の　　概　　要

苦情対応システム

ヘルパーステーション　きらら　はまだて

当事業所のお客様相談・苦情窓口
電　話：０１７－７４３－１７３７
ＦＡＸ：０１７－７４３－１７３７
受付日：月曜日～金曜日
受付時間：午前９時００分～午後６時００分
担当者：川越恭子
※当事業所以外に、お住まいの市町村及び青森県国民健康保険団体連合会の相談・苦情窓口に苦情を伝えることができます。
※青森市障がい者支援課　　☎０１７－７３４－５３２７
※青森県国民健康保険団体連合会☎０１７－７２３－１３０１

サービス利用者

苦情（受付）

【事実確認】（管理者）

【要因分析】（管理者）

【対応の検討】（管理者・全職員

【対応方法の決定】（管理者）

【実践】

【効果確認】

【対応マニュアル反映】

【サービスの質向上・経営改善】（全職員）

説明・話し合い

サービス

指導

市町村
国保連

【対応困難】

ヘルパーステーションきららはまだて
サービス利用開始同意書

居宅介護・重度訪問介護サービス利用にあたり、利用者に対して本書面に基づいて、

重要な事項を＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿様に説明致しました。

説明日　令和　　年　　月　　日

【事業者】

所　在　地	〒０３０－０９６５ 青森市松森３丁目１７番１１号
事業者（法人）名	株式会社　ケアあおもり
代　表　者　名	代表取締役　安田　真弥
電話番号	０１７－７１８－２７２２
事業所名	ヘルパーステーションきららはまだて
説明者	

私は、本書面により、事業者より居宅介護・重度訪問介護サービスについて重要事項の説明を受け、サービスの提供開始に同意します。

同意日　令和　　年　　月　　日

【利用者】住所：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【代理人】住所：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（続柄）＿＿＿＿＿

連絡先：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿